

# 令和3年度 市有財産等に係る サウンディング型市場調査 実施要領

案件 番号	対象案件
1	市役所へのレストラン、売店等の設置
2	市民会館跡地エリア新施設へのネーミングライツの導入
3	未利用財産（元豊川地区公民館）の売却

令和3年（2021年）9月



---

## 目 次

---

1	趣旨・目的	1
2	期待される効果等	1
3	本調査の対象	2
4	対話参加者の資格要件	2
5	スケジュール	3
6	質問・回答	3
7	本調査の流れ	3
8	留意事項	4
9	問合先・書類提出先	4

## 1 趣旨・目的

市有財産等に係るサウンディング型市場調査（以下「本調査」といいます。）は、市が事業化を検討している、市有財産等の有効活用に係る案件について、事業者の皆様との対話を通じて率直なご意見やアイデアをお聞きすることにより、事業化の可能性（市場性）の確認や公募における諸条件の整理等を行うため実施するものです。

本調査は、契約等の相手方を直接に選定するものではありません。市は、本調査を経て、活用方針について検討のうえ、事業化する場合は、公募等により、改めて相手方を選定することとします。なお、本調査への参加実績は、事業者公募時における評価の対象とはなりませんのでご了承ください。

## 2 期待される効果等

本調査の実施により期待される効果等は次のとおりです。

### (1) 市が期待する効果（メリット）

事業検討の早い段階で、事業者による活用可能性を調査することで、市場ニーズに即した、活用策を幅広く検討することが可能となります。

また、施設の状況や課題を提示して事業者と対話することにより、事業者のアイデアやノウハウ等を活かした市有財産等の有効活用の検討を行うことができるほか、多様な主体の連携による効率的で質の高い市民サービスの提供につなげることができます。

### (2) 事業者において期待できる効果（メリット）

対話を通じ、自らのアイデアやノウハウ等の創意工夫を、公募条件等に反映できる可能性があります。また、事業化決定後の正式な応募段階において、本市の意図を十分に理解した提案が可能となります。

### 3 本調査の対象

本調査の対象案件は次のとおりです。各施設の詳細、市が想定する事業内容、提案を期待する事項等については、各案件の案件概要書をご覧ください。

案件	対話テーマ	所在・地番	備考
1	市役所へのレストラン、売店等の設置	駅前三丁目 8番13号	・令和3年3月に南館9館スカイレストランが閉店。
2	市民会館跡地エリア新施設へのネーミングライツの導入	駅前三丁目 9番	・令和5年度竣工予定の大ホール、図書館、芝生広場等を備えた複合施設
3	未利用財産(元豊川地区公民館)の売却	豊川一丁目 446番1	・平成29年度から未利用 ・建物は昭和47年築鉄筋コンクリート3階建

### 4 対話参加者の資格要件

#### (1) 参加要件

本調査において対話に参加する事業者(以下「対話参加者」といいます。)は、提案内容に自らが関わる意思と能力(運営力、資金力、実績等)を有する民間事業者及び各種団体とし、個人は対象外とします。また、グループ(複数の事業者の共同体)による参加も可能とします。

#### (2) 対話参加者の制限

次の各号のいずれかに該当する事業者は、対話参加者または対話参加者の構成員となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ③ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中である者。
- ④ 茨木市暴力団排除条例(平成24年茨木市条例第31号)第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

## 5 スケジュール

本調査は次の日程で行います。

実施要領等の公表	令和3年9月1日（水）
参加申込受付	令和3年9月1日（水）～10月15日（金）
対話の実施	令和3年10月25日（月）～29日（金）
調査結果概要の公表	令和3年12月（予定）

## 6 質問・回答

本調査及び各案件に係る質問は「質問書兼回答書」（様式1）により、Eメールで受け付けます。提出期限は対話の実施日の7日前（祝日の場合は翌開庁日）の午後5時までとし、参加申込前（エントリーシート提出前）の質問も受け付けます。質問への回答は各事業者に直接行いますが、内容に応じて、市ホームページにも掲載します。

また、質問は各案件の対象施設の所管課に直接送付するのではなく、必ず財産活用課（4頁参照）宛てにお願いします。なお、質問の内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

## 7 本調査の流れ

### (1) 実施要領等の公表

市ホームページにおいて、実施要領、案件概要書、その他の資料を公表し、対話参加者の募集を開始します。

### (2) 参加の申込

- ① 対話の参加希望者は、「サウンディング型市場調査エントリーシート」（様式2）に記入し、Eメール、ファックス、郵送または持参により、令和3年10月15日（金）までに財産活用課（4頁参照）に提出してください。
- ② 対話とは別に、対象物件の現場調査等を希望する事業者は、エントリーシートにその旨を記入してください。
- ③ エントリーシートの確認後、対話及び現場調査の日程調整等について、市から連絡します。

### (3) 対話の実施

- ① 対話は茨木市役所における面談、オンライン会議（Zoom、Skype等）等により行います。対話方法は、対話参加者の希望を踏まえ、エントリーシートの受付後に調整のうえ

決定します。

- ② 対話参加者は、対話実施日の3日前（祝日の場合は翌開庁日）の午後5時までに、「事前ヒアリングシート」（様式3～5）をEメールで、財産活用課（4頁参照）にご提出ください。また、その他、必要に応じて、補足資料（任意様式）もご提出ください。なお、事前ヒアリングシートは対象案件により様式が異なりますのでご注意ください。
- ③ グループで申込する際には、対話参加者の構成員と各々の役割分担の概要を示す補足資料をご提出ください。
- ④ 対話時間は1事業者1案件につき30～60分、対話参加人数は1グループにつき3名までを目安とします。

#### (4) 調査結果概要の公表

- ① 本調査の結果については、その概要を市ホームページで公表します。
- ② 結果の公表に当たっては、対話参加者の知的財産の保護の観点から、事前にその内容を対話参加者に個別に確認します。
- ③ 対話参加者が特定できる情報（事業者の名称等）については公表しません。

#### (5) 活用案の検討

すべての対話終了後、対話の内容を踏まえ、各案件の事業化について、検討を行います。

## 8 留意事項

- ① 本調査への参加実績は、事業者公募時における評価の対象とはなりません。
- ② 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ③ 本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。
- ④ 提出資料の著作権は各対話参加者に帰属しますが、返却はしません。

## 9 問合せ・書類提出先

茨木市 企画財政部 財産活用課（市役所本館3階）  
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号  
電話番号 072-655-2754（直通）  
FAX 072-623-3025  
E-mail [teian@city.ibaraki.lg.jp](mailto:teian@city.ibaraki.lg.jp)